

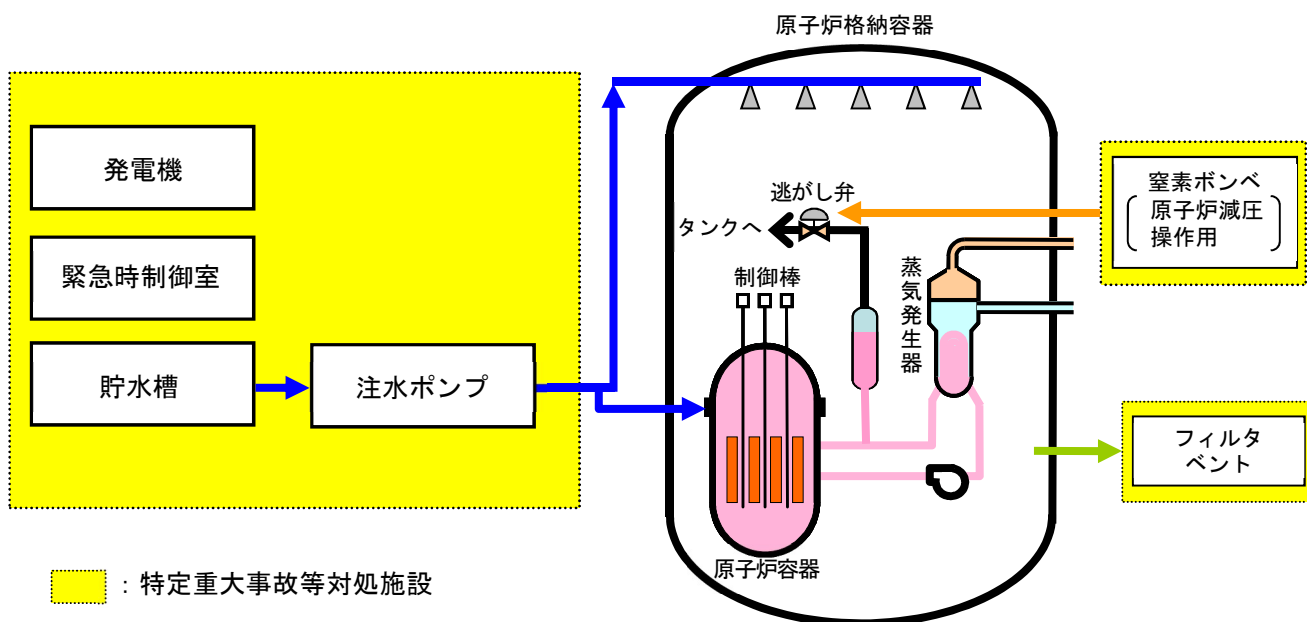
主な補正内容について

当社は、2017年12月20日に提出した、玄海3，4号機の特定重大事故等対処施設の原子炉設置変更許可申請書について、これまでの審査内容を反映しました。

- ・ 特定重大事故等に対処するための原子炉格納容器の過圧破損防止機能を有する設備について、配置を見直しました。
- ・ 特定重大事故等に対処するための設備の操作手順について、記載の明確化を図りました。

(参 考)

○特定重大事故等対処施設の概要図



○特定重大事故等対処施設

原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設であり、2013年7月施行の新規制基準において、設置が要求されているもの。